

1. 議事日程

〔平成29年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

平成29年12月 7日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 承認第3号 専決処分した事件の承認について【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）】 |
| 日程第4 | 議案第68号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第69号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第70号 安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第71号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第72号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第73号 土地改良事業計画概要について |
| 日程第10 | 議案第74号 安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例及び安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第75号 工事請負契約の変更について【根野小学校既存校舎改修工事】 |
| 日程第12 | 議案第76号 工事請負契約の変更について【甲立小学校既存校舎改修工事】 |
| 日程第13 | 議案第77号 平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第14 | 議案第78号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第79号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第80号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第81号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第82号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第83号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第84号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第85号 平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号） |

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
14番	塚本近	15番	金行哲昭
16番	青原敏治	17番	水戸眞悟
18番	先川和幸		

3. 欠席議員は次のとおりである(1名)

13番	秋田雅朝
-----	------

4. 会議録署名議員

9番	大下正幸	10番	山本優
----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	新谷憲三
総務課長	高藤誠	財政課長	河本圭司
政策企画課長	行森俊莊		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	大田雄司	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	大足龍利



午前10時00分 開会

○先川議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は17名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成29年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
大田事務局長。

○大田事務局長 おはようございます。
諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、2件の報告がありました。
第4点、監査委員より、平成29年9月分、及び10月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。

○先川議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番 大下正幸君、及び10番 山本優君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 熊高昌三君。

○熊高議会運営委員長 おはようございます。
平成29年第4回定例会の運営につきまして、11月30日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月21日までの15日間といたしました。

議事の都合により、12月8日から12月10日、12月13日及び12月15日か

ら12月20日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、承認1件、議案18件の計19件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第77号から第85号までの9件につきましては、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

また、議案第68号は総務企画常任委員会へ、議案第73号は産業建設常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、11月30日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配付した平成29年第4回定例会会期中に委員会で審査される陳情等一覧のとおり、委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いにつきましては、11人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、12月11日を6人、12月12日を5人といたします。

以上で報告を終わります。

○先川議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は15日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第3号 専決処分した事件の承認について【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）】

○先川議長 日程第3、承認第3号「専決処分した事件の承認について【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成29年第4回定例会を招集させていただきましたところ、皆さん御多用の中、御参集賜り、ありがとうございます。

さて、このたびの定例会へは、承認1件、条例及び補正予算関係の議案18件を提出しております。

どうかよろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

承認第3号「専決処分をいたしました【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）】」についての提案理由を御説明を申し上げます。

本件は、去る9月28日に衆議院が解散いたし、10月22日に投開票を行う選挙を実施することになったことに伴い、選挙関連費用として、2,798万5,000円を追加し、予算の総額を217億4,171万3,000円とするものであります。

- よろしく御審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げます。
- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
企画振興部長 西岡保典君。
- 西岡企画振興部長 おはようございます。  
よろしく申し上げます。  
それでは、承認第3号「専決処分をいたしました【平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）】」の要点を御説明申し上げます。  
3ページをお願いをいたします。  
このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,798万5,000円を追加し、予算の総額を217億4,171万3,000円とするものでございます。  
本件は、去る9月28日に衆議院が解散をいたし、10月22日に投開票を行う選挙が実施されたことに伴いまして、選挙に関する費用を追加する補正を行うもので、選挙の準備に関する事務を早急に始める必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、9月29日付で専決処分を行ったものでございます。  
予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。  
最初に歳入でございますが、衆議院選挙につきましては国政選挙ということで、全額県支出金の対応となります。15款の県支出金を2,798万5,000円増額するものでございます。  
続きまして、12ページ、13ページをお願いします。  
次に歳出でございますが、2款の総務費、4項の選挙費、3目の選挙執行費を2,798万5,000円増額し、期日前投票事務、投開票事務にかかわる職員手当と、選挙立会人などの報酬、ポスター・掲示板の設置、撤去に関する委託料、その他選挙の事務を行うために必要な費用を追加するものでございます。  
以上で要点の説明を終わります。  
よろしく申し上げます。
- 先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 先川議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第3号「専決処分した事件の承認について【平成29年度

安芸高田市一般会計補正予算（第4号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第68号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第4、議案第68号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第68号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国の人事院規則の改正に伴い、育児休業等における特別な事情の追加等のため、本市職員の育児休業等に関する条例について、所要の改定を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第69号 安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第70号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部を改正する条例

日程第7 議案第71号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第5、議案第69号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第7、議案第71号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第69号から議案第71号までの3議案について、一括して提案理由

の御説明を申し上げます。

議案第69号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告、広島県人事委員会の勧告及び県内他市の状況を踏まえ、民間給与との較差を是正するための給料月額、勤勉手当の額の改訂、55歳以上の管理職の給与の減額支給措置の廃止のため、本市職員の給与に関する条例等について、所要の改訂を行うものであります。

次に、議案第70号「安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告に基づき、民間給与との較差を是正するため、一般職において、賞与の支給月数を引き上げることとした措置を常勤の特別職においても適用するための所要改訂を行うものであります。

次に、議案第71号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告に基づき、民間給与との較差を是正するため、一般職及び常勤の特別職において、賞与の支給月数を引き上げることとした措置を市議会議員においても適用するため、所要の改訂を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 おはようございます。

議案第69号から議案第71号までの3議案について、要点の説明をいたします。

3議案に共通をいたします説明資料を提出をいたしておりますので、そちらの説明からさせていただきます。

説明資料の1ページをお開きください。

このたびの条例改正につきましては、基本的には本年8月に出されました人事院勧告に基づくものでございます。

Iの給与勧告制度の基本的な考え方として、上段枠内に人事院勧告の意義と役割について記述をしております。そのうち、(2)にありますように、勧告は労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を行う上での基盤であると位置づけられております。

次に、下段枠内は、本市の取り扱いについてでございますが、地方自治体公務員におきましては、国の人事院にかわる機関として、人事委員

会が設置されることとなりますが、本市は人口規模からこれに該当しないため、人事委員会の機能は市長が行うこととされています。

このとき、本市の給料表は、国家公務員の俸給表を準用していることから、給与設計は人事院勧告及び勧告に基づき法制化される国家公務員の給与等に準拠することが最も合理的であるとされているところでございます。

なお、給与決定にあたっては、地方公務員法にも4つの原則がうたわれておりまして、情勢適応の原則、職務給の原則、均衡の原則、条例主義、これらのことを考慮することとされております。

2ページをお願いいたします。

Ⅱの民間給与との較差に基づく給与改定では、本年における民間企業の実態を調査した調査客体の状況を表で示しております。その調査の結果としましては、下のほうになりますが、月例給で公務が0.15%下回っている。また、ボーナスでは公務が0.12月分下回っていたとの報告となっております。

3ページをお願いいたします。

その報告を踏まえ、本年の給与改定の内容と考え方について、枠内に整理をしております。

まず、月例給では、民間の初任給との間に差があることなどを踏まえ、1級の初任給を1,000円引き上げ、若年層においても同程度の改定を、その他は400円の引き上げを基本に改定し、全体では平均約0.2%の改定率とし、本市も行政職と消防職にこれを採用いたします。

この改定に伴います影響範囲は、平成29年4月1日にさかのぼって支給すること、対象は全職員であること、また影響額は約250万7,000円であることとなっております。

次に、ボーナスについては、民間の支給割合に見合うように、現行の4.30月から0.10月引き上げ、4.40月とし、引き上げ分は勤勉手当に配分することといたします。この措置も月例給同様、本市の行政職、及び消防職で採用いたします。

なお、下段の表は、平成29年度において、6月期の期末勤勉手当が既に支給済みであることから、引き上げ分の0.10月は12月期の勤勉手当に加算することとし、平成30年度以降は6月と12月の勤勉手当に均等に割り振ることを示すもので、以降説明をいたします再任用職員、任期付職員、及び常勤の特別職及び市議会議員において、同様の手法で支給していくための改正条例案としております。

4ページをお願いいたします。

再任用職員につきましては、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、現行2.25月を2.30月といたします。次に、任期付職員につきましては、期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、現行3.25月を3.30月といたします。次に、市長、副市長、教育長の3役をさします常勤の特別職及び市議会議員につきましては、期末手当の支給月数を0.10月引き上げ、現行



の4.30月を4.40月といたします。

この改定に伴う影響範囲は、条例施行後及び補正予算成立後の支給であること、対象職員は再任用職員及び特別職を含む全職員であること、また影響額は約1,543万円であることとなっております。

5ページをお願いいたします。

上段の表は、平成16年の合併以降の人事院勧告の状況を示した表でございます。参考としてごらんください。

次に、Ⅲの給与制度の改革等でございますが、給与制度の改革は大きく分けて2回の見直しがされております。直近では平成26年の人事院勧告による見直しが平成27年4月にされておまして、下のグラフ表はそのときの内容を示すものでございます。当時、人事院の調査では、左のグラフ表のとおり、民間賃金の低い地域においては民間と比べて公務が2%高く、逆に東京都では公務が民間より低いとの結果から、右のグラフ表のとおり、公務員の平均賃金を2%引き下げ、その部分を地域手当に配分することとされ、地域手当は最大で20%の支給率となっております。

なお、安芸高田市はこの地域手当支給対象外でありますので、結果的には平均2%の引き下げ分のみ適用されることとなっております。

6ページをお願いいたします。

平成26年の人事院勧告では、同時に世代間の給与配分の見直しも実施されております。先ほど申し上げましたように、平均では2%の引き下げでございましたが、世代間においては若年層は引き下げ率を低く抑えるかわりに、50歳代後半層では最大4%の引き下げをすることとされております。

このことから、このたびの勧告により、②のところになりますが、平成23年から実施してまいりました55歳を超える6級で主幹以上の職員に対する1.5%の給与カットの措置は、平成30年3月31日をもって終了することといたします。

その下、3地域間・世代間の給与配分の見直しによる給料表の引き下げに伴う経過措置、いわゆる激変緩和措置についてでございますが、この措置も平成27年度から適用しており、本年で3年目、あと2年の措置を予定しております。

7ページをお願いいたします。

次に、過去に行ってまいりました地域間の給与配分の見直しについてでございます。平成17年の人事院勧告に基づき、平成18年4月から実施した内容になりますが、このときの改定は現行の調整手当にかえて、民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給するとされ、このとき初めて地域手当という考え方が導入をされました。

具体的な内容は、さらに、その下に記述しておりますように、グラフ表でも示しておりますが、俸給表の水準をこのときは平均で4.8%引き下げること。②で地域手当を3%から最高で18%支給すること。③で結

果として安芸高田市内に勤務する職員は地域手当の支給対象ではありませんでしたので、実質平均で4.8%の引き下げのみとなっております。

以上、直近で平成27年、過去には平成18年と2回にわたる給与制度の見直しがされている状況でございます。

Vのところでは、その他の勧告等で主なものを列挙しております。参考にごらんをいただきたいと思っております。

以上で、資料の説明を終わりました、議案書の説明をさせていただきます。

議案第69号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、議案書の1ページをお願いいたします。

新旧対照表は、右が改正前、左が改正後になります。第29条の勤勉手当の改正でございます。

2ページをお開きください。

先ほど説明資料で説明をしましたように、左の改正後で第1号は職員の12月に支給する勤勉手当を100分の10引き上げること、及び第2号では再任用職員の12月に支給する勤勉手当を100分の5引き上げる内容となっております。

次に、附則第15号の改正は、勤勉手当について第29条第2項第1号に規定する勤勉手当の支給率は、個々の職員に支給される勤勉手当の額ではなく、勤勉手当の総額を示すもので、現在55歳に達した職員に対し、給与月額を1.5%減額しておりますが、その減額分を他の職員に上乗せして支給しないこととするためにも、総額からこの減額分を減じることを定める内容でございます。

次に、別表第1、行政職給料表の改正は、先ほど申し上げましたように初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度、その他は400円を引き上げを行い、平均では約0.2%の引き上げを行う内容で、次の3ページから7ページの上段まで、また別表第2の消防職給料表につきましても、初任給を1,100円引き上げるほかは、行政職と同様の改定で、7ページの中段から12ページの中段まで具体的な改正の内容を記述しております。

また、再任用職員の給料表につきましても、400円引き上げる内容をそれぞれの給料表の最下段に記述したものでございます。

次に、12ページ中段下あたりになりますが、改正条例第2条で安芸高田市職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、第26条期末手当の改正は上位法の改正による文言の整理をするもの、及び14ページをいったんお開きください。

右の改正前の欄でございますが、附則の第12項の第1号から15ページの第4号、そして16ページの第5号及び附則の第13項から15項まで、これら全て先ほど説明資料で説明をいたしました55歳以上の職員の給料を1.5%カットする内容を記述するものに該当しておりまして、平成30年4

月1日より廃止することとしております。したがって改正後においては、これらを全て削除いたします。よって、もう一度恐れ入りますが、12ページまで戻っていただきたいと思っております。

12ページに戻っていただきまして、改正前の附則第12項第3号は、改正後で削除をしております。以降同じ要領で改正を行いますので、13ページの第26条の第4項、及び第29条勤勉手当の改正、第1項も同じ内容の改正となっております。

次に14ページをお願いいたします。

第29条第2項第1号及び第2号の改正は、先ほど改正条例第1条で改正した部分を施行期日を変えて再度改正するもので、平成30年4月1日以降の勤勉手当は6月期も12月期も職員で100分の90、再任用職員で100分の42.5とする内容でございます。

次に17ページをお願いいたします。

改正条例第3条は、安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第7条において特定任期付職員の給与月額を勧告に基づき、1及び2号のみ1,000円引き上げる内容でございます。なお、特定任期付職員とは高度の専門的な知識と経験を有し、かつ特定の業務に従事させるために採用する者のことをさし、現在本市では該当するものはありません。

次に、第8条の改正は18ページをお開きください。

第2項において、期末手当の支給月数を100分の162.5から100分の167.5とし、0.5月引き上げる内容でございます。次に改正条例第4条は、先ほどの第3条で改正した条例を施行期日を変えて再度改正するもので、第8条第2項において平成30年4月1日以降は6月期も12月期も同じ100分の165を支給する内容となっております。

次に19ページをお願いいたします。

附則第1条第1項は施行期日を定めるもので、基本的には公布の日からとなりますが、第2条、第4条及び附則の第4条につきましては、平成30年の4月1日の施行日といたします。次に、第2項は、平均で約0.2%引き上げることとした給与月額分の支給は、平成29年4月1日にさかのぼって支給する内容でございます。

次に、第2条、給与の内払いに関する記述は、先に述べた平成29年4月1日にさかのぼって給与を支給することと、勤勉手当については6月期に既に支払っていることから、それまでに支払った給与は内払いであったことを示す内容でございます。

次に20ページをお願いいたします。

改正条例第4条、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正で、内容は先の給与条例改正において附則第12項を削除することに伴い、関係条例の関係部分を削除するものでございます。

次に、議案第70号をお願いいたします。

議案第70号「安芸高田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例」の要点の説明をいたします。

1ページ下段の第4条、通勤手当等の改正は2ページをお願いをいたします。

常勤の特別職の期末手当について、職員に準じて0.1月引き上げ、100分の222.5を100分の232.5とする内容でございます。

次に改正条例第2条は、第1条で改正した条例を施行期日を変えて、再度改正するもので、平成30年4月1日以降6月期の期末手当は100分の212.5、12月期の期末手当は100分の227.5とする内容でございます。

3ページをお願いいたします。

附則につきましては、基本的には先ほどの職員と同様の内容でございますが、第2項で平成29年12月1日適用としております部分は、特別職においては給与の改定がないことから、期末手当の支給に係る基準日となっている12月1日にさかのぼり適用することといたします。

次に、議案第71号をお願いいたします。

議案第71号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の要点の説明をいたします。

1ページ下段、第5条の改正は、既に改正をしていた規則において条ずれが生じていたことから、このたび改正をいたすものでございます。

2ページをお願いいたします。

市議会議員の期末手当について、職員及び常勤の職員に準じて0.1月引き上げ、100分の222.5を100分の232.5とする内容でございます。

次に、改正条例第2条は、第1条で改正した条例を施行期日を変えて再度改正するもので、平成30年4月1日以降6月期の期末手当は100分の212.5、12月期の期末手当は100分の227.5とする内容でございます。

次に3ページをお願いいたします。

附則につきましては、先ほどの要点説明をいたしました常勤の特別職と同じ内容でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば議案番号を指定して、質疑を行ってください。質疑はありませんか。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 3番、玉重輝吉です。

議案69号からかかわるんですが、説明資料について3点ほどお伺いします。

説明資料2ページにあります民間給与の較差に基づく給与改定表が提示されとるわけですが、この1番目として、全国約1万2,400事業所、約53万人の調査実人員となされておるんですが、その下にある参考資料を見ますと、1万777の実績、各地方また50人以上から3,000人以上までの小分けがしてある参考資料が出とるんですが、この差が1,623事業数が

違って、その1,623とありますが、中四国のデータ以上の、約15%にあたるデータが載ってないんですね。余りにもちょっとずさんな参考資料と思えるんですが、この誤差はどこに載っているのかの詳しい説明を伺いたいのが1点。

2点目としては、私個人としてはこの人事院勧告50人未満の民間企業が載ってないことに大変不満を感じとるんですが、本市としては50人未満の企業を企業でないと認識されているのか、どういう感覚で捉えられているのか、その辺の見解を伺いたいのと。

3点目ですが、50人未満の民間給与状況のデータを本市はこれとは別にデータが持つておられれば、その50人未満の民間の状況をどんな給与状況かお示ししていただきたいと、この3つを伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 これは基本的には人事院が行われる調査でございます。その中身について、全て詳細にデータ、あるいは説明資料内容とかをいただいておりますので、先ほどの3につきましては、恐らく当初調査を予定しておったもののうち、回答があるものとならないものという部分で差があるのではないかというふうに思われます。

ただ、これはそのことに対して正確に照会して回答を得たわけではありませんので、今推測にしかすぎませんが、その3については恐らくそうではないかというふうに思われます。

2件目ですが、この規模でいうところの50人以下の調査をなぜしないのか、またそれは議員のお言葉で言うと、企業としての認知というか、その点に問題があるのではないかという御指摘だろうと思います。

50人以上を調査をするということについても、市のほうでどのようにしてくださいとか、どういう調査が望ましいとかいうことの御意見を申し上げる立場にもありませんし、人事院のほうでこれを決めて調査をされておられるということです。そのことによって、民間の賃金の状況を把握するには適切である、適当であるという考え方のもとに50人以上を調査をされているのであろうと、これもそのように推察をいたします。

最後に、では市で独自に持っているのか、そのデータを持っていないのかということでもあります。先ほど申し上げますように、人事委員会が設置される人口規模の自治体がありますが、これ10万人以上だったと思うのですが、本市はそれに該当しませんから、人事委員会はございません。ですから、人事委員会がある市においては、これをデータとして持つておられるかもしれませんが、本市はございません。独自に調査することもありますし、またその調査をする能力も分析する部分もまだ十分ではないと思いますので、調査もしておりませんが、そういうできる体制もないというふうに思っております。

ですから、なおかつこの人事院の報告、勧告、そして広島県、広島市の人事委員会の勧告、そして他の市町の状況、これらを踏まえて客観的

に労使交渉の経過を踏まえながら、これらを決定していくということには合理性があるというふうに思っております。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 説明はある程度、理解しております。

そうした中、当初もこの人事院勧告に基づいてされるのは全然異論はないんですが、やはり実際当市は50人未満の企業は9割以上という現状がありますので、やはりその辺の状況ですね。全国的にもそういう企業が多いわけで、その辺もやはり職員1人1人が現状の民間の小規模の企業はもっと厳しいんだという状況をしっかり把握した上で、こういう昇給も自分はある程度これ以上は言いませんが、その辺を認識して結果追及をみんなで達成せにゃいけないのだという意識をこういうときに再認識してもらわないと、本当民間の人困るとるんですね、安芸高田市の。その辺が公務員さんも頑張られとるとは思うんですが、やっぱり民間は結果がとにかくついていかないと、つぶれたりしますので、その辺を皆さんもそれぐらい厳しい中、上げていくんだという意識をしっかりとってもらわないと困るということを思いまして、今後はできたらうちも独自で今調べる手法がないと言われてましたが、50人未満の状況把握ほどはしていただいて、職員全員がそういう認識を持って今後も我々がどれぐらいの給与もらって、どれぐらいやっつけていかんやいけないのだという認識を今後は持って職務に取り組んでいただきたいと思います、その辺の対応ができるかどうかだけ、再度伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議員御指摘の部分で、公務員の給与の水準のこと、特にとりわけ本市の状況の民間の方々の賃金との比較をしたときのことを中心におっしゃられ、その分職員として自覚を持って職務に精励するという御指摘だろうと思います。まさにその部分については、よく理解できる場所です、職員1人1人そのことは自負しながら今現在仕事をしてくれていると思います。あわせて人口減対策について、全職員で取り組むと、いう市長の指示意向も行き渡っているというふうに思っていますので、これは引き続きその気持ちで臨みたいと思います。

2点目の独自の調査につきましては、先ほど申し上げますように、その手法というものが今できておりません。確立できるということも想定できません。ただ、例えば他の統計調査、事業所統計とか、そういったもので把握しながら水準、民間賃金の水準をどのような形になるかというところを、別の調査で把握できれば、そこを研究してみたいというふうに思います。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金 行 議 員 お聞きします。

議案第69号の17ページ、特定任期付職員等々ございましたが、我が市にはいないということでしたが、この特定任期付職員とはどういうことか、ということをお聞きします。

○先 川 議 長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 説明させていただいた中に少し触れておりましたが、高度な専門的な知識と経験を有し、かつ特定の業務に従事させるとありまして、他の市の具体的な例でいえば、例えばですが、任期をもって、弁護士さんとか、そういった方々を一定期間採用するとか、そういったことが他市では見受けられます。今本市では採用した事例はございません。

以上でございます。

○先 川 議 長 以上で答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金 行 議 員 わかったんですが、例えば何かのことがあって、特定の弁護士さんをそれをお願いするというので、今常時弁護士さんは月いうのはいらっしゃいますが、何かの事件等々のことがあっての特定のことを採用するというので理解しとっていいということですね。

○先 川 議 長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 今各市町村、自治体、いろいろ法務関係で課題が抱えやすくなっているといえますか、訴訟が起きることもあります。

先ほど議員がおっしゃられた部分は、今顧問弁護士を2名委託をしております。通常の法務相談は、いつ行ってもお答えいただくということで、これは顧問弁護士の中に入っております。

例えば、訴訟が起きたら、訴訟に対しては別途費用をもって訴訟代理人として訴訟を受けていただくという形で、これは顧問弁護士との契約の中で整理をしております。

先ほど、例として挙げたことからの質問だと思うんですが、例えば先ほど言いましたように、市が他市で抱えております法務関係の課題で、大きい市で言えば3年間弁護士の資格をもった職員をこういう給料で雇用して、日常的に職務としてそこにおりますので、相談をしたりとか、例えば条例をつくったりするときの法務のチェックとか、そういったことを担当する職員としての位置づけで仕事をしていただくということで、顧問弁護士とも少し性格を分けなくてはいけないと思います。

○先 川 議 長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 先ほど玉重議員がおっしゃった質問に関連する点が1点ありますけど

も。いわゆる人事院勧告そのものに私も反対するものではありませんが、小規模の企業の状況を把握するということは、今回始まった議論じゃないんですね。以前から何度かそういう議論もされておるわけですが、全くそういう議論がなかったかのような答弁をされるということはいかななものかなという気がします。

最後のほうで、国勢調査ですか、そういったものも含めて利活用できないかという、まさにそういったところに視点がいけば、その調査に合わせて協力していただいて調査をするという可能性もいろいろ制度があるんですけども、まあ、ないことはないんですね。そういった視点を持って調査をするという意義は、やはり先ほどもおっしゃった議論の中にあっただように、市の職員の意欲を向上させるという意味もあるんですね。逆に言えば市民の皆さんにも、とりわけ企業経営者の皆さんにもそういった実態を把握をしていく中で、市民あるいは行政が連携するという意欲を高めるという一つの意味も私はあると思うんですね。そういった観点でしっかりとした捉え方をいただきたいというふうに思います。

繰り返して言うようですけども、これは今始まった議論ではありませんから、安芸高田市の状況というのは、いろいろ議論をされてきたわけですから、しっかりと受けとめていただきたいということを1点まずはお伺いしたいと思います。

あわせて、そこらにも関連するんですけども、説明資料の7ページのその他勧告等で主なものということで、公務員の人事管理に関する報告ということが3点大項目でありますけども、そこらの受けとめ方、こういったものも先ほどの議論にも通じてくると思うんですが、そういったものに対しての考え方、あるいは現在取り組んでおる、人事院がおっしゃる以前にもう取り組んでおるという分もあろうと思いますし、そういった観点での捉え方というのをどのように受けとめておられるか、お聞きしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 熊高議員の1点目につきましては、先ほど玉重議員さんの質疑の中でお答えをしておる部分と重なると思います。独自に調査をするということについて、今現在具体的に考えを持っておりませんので、例えば他の調査でそれを把握できるとすれば、それを少し研究し、議員御指摘のように、そのことを受けとめた職員はまたさらにやる気を出してやるべきということですので、それはそのような視点で対応していきたいというふうに思います。

それと、説明は割愛をしましたが、7ページ、8ページでございます。その他の勧告、3点ほどあるわけですが、人材の確保及び育成ということ、これらにつきましてはもう随分取り組んできた職員研修でありますとか、人材の登用でありますとかという部分で、引き続きこれに対応していきたいと思います。



2の働き方改革と勤務環境の整備、これにつきましては、今特に取り組もうとしておりますのは、一つは時間外勤務を抑制を図ることによって職員の健康管理を含めたそういったところへの対応をしていきたい。そして、毎週曜日を決めてその日は全職員がいったん退庁すると、いう取り組み。それとこれは市長からの指示であります、広島県がテレワークという働き方を入れております。これがすなわち本市にすぐに適用できるかどうかは今のところ確証というか、そこまではまだ到達しておりませんが、これについての検証をし、働き方改革を取り入れていくという取り組み。

そして最後に、高齢層職員の能力及び経験の活用ということです。再任用職員が60歳で定年を迎えるわけですが、その後の勤務ということでは、やはり何かこういった仕事、特に経験を生かしてこういうことをしてくださいという形で今も再任用職員に仕事していただいておりますが、こういったことを今後も取り入れていきたい。さらには恐らく将来、最後の(4)にあります、定年の引き上げということが入ってまいりますので、こういったことにも今後も対応していきたいということで、その他の勧告についての内容に対して市のほうで今取り組んでいることといえば、そういったことになるかと思えます。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 1点目の小規模の企業の関係ですが、初めてではないということだと思いますので、しっかり認識を新たにさせていただきたいということをおっしゃいます。

2点目のその他の人事院勧告の中で、3点ほど今も説明いただきましたが、1点目の人材の確保及び育成ということですが、多様な人材を確保ということですが、これまでも合併以前からですが、雇用を制限してきたということで、年齢バランスがとれとるということで、若年層、いわゆる新規卒業者の雇用が主体になっております。いろいろ職員の状況見ますと、民間から中途で採用した方というのは、結構やはり活躍をされておるのが私は認識をしておりますけども。そういった意味も含めて、多様な人材ということかなと私は受けとめておりましたけども、そういったこともあるのかなということですが、その辺はどのように受けとめておられるかということと、(2)の実績に基づく人事管理の推進ということですが、これが我々になかなか見えづらいんですね。この辺をもう少し見えやすくしていただきたいということですが、いかがなものか。

それから、大きな2の(4)の非常勤職員の勤務環境の整備ということですが、これは非常に大きな課題でもあります。これは給与も含めて大きな課題であります、これについて具体的にどのように取り組んでいけるのか、というところをもう少し聞きたいというふうに思います。

それから、3番目の高齢者の関係ですが、(4)の定年の引き上げに向

けたというのは、これは国全体で議論されておりますが、安芸高田市としての現在の考え方、人事院勧告でも当然いろんな提案があると思えますけれども、安芸高田市としての現在の考え方というのをお聞かせ願いたいと思います。

以上お願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 まず1点目。職員採用において議員御指摘の民間を経験した職員の採用で、能力を発揮してるのではないかと。まさにそういった部分はよく見受けられます。それは、やはり、すなわち経験が豊富だということでもありますけれども、基本的には18歳から35歳までの職員の採用枠であります。以前、定員管理の資料の中でも説明をさせていただきましたが、その枠の中で採用することで、18歳高卒の子もおりますし、34歳で転職して本市に入ってきてくれた人たちもいます。

基本的には、定員管理の説明の中で言いましたように、年齢別の構成が非常にいびつであった部分を少しでも解消するために幅広く年齢を設定して、余り年齢層のいないところへ採用して、その辺を埋めていくとか、そういったことを視点として採用してきたことが1点あります。今後もこれらは18歳から35歳までの枠というのは、余り極端に変えずに、しばらくはこの中身で採用していきたいと。そうするとやはり30歳から34歳の間で言えば、しっかり民間を経験して、すぐに仕事が身につく職員が多くなるというふうにも思いますので、それらはそのように考えていきたいと思えます。

あと、実績に基づく人事管理の推進ということですが、今本市では古くから人事評価という部分に取り組んできております。将来これは人事評価をもとに手当の反映とか、そういったことも視野に入れておまして、この人事評価をどのあたりまで公表できるかというところになるのかなと思えますが、これについては少し検討させていただければと思います。

次に、非常勤職員の勤務環境の整備ということですが、これも今国を挙げて、安倍内閣で言われておるのは、非正規職員の雇用関係の改善ということでもあります。ですから、今まだこれは国から具体的に示されたものをもって、市のほうで具体的な検討をしていきたいと思えますが、非常勤職員の勤務形態を改善するという内容で恐らく出てくると思えます。賃金もそうですが、手当てを出すとか、いろいろ改善の内容がこれから出てくるということですので、これを見たいと思っております。

最後に、定年の課題ですが、定年の人事院勧告では将来的に引き上げるべきであろうということが言われましたが、これもまだ国においては具体的にじゃあいつからというところまでは法制化されておられません。国家公務員が法制化されたのちに地方公務員法においても、そういったことがうたわれてくると思えます。ですから、それを見きわめながら基

本的にはいったん63歳まで、その後65歳までという考え方が示されておりますので、そういった流れでいつどのように導入してくるかという課題だというふうに思っております。

以上です。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 基本的には、人口減対策にもつながるような部分があるかと思っておりますので、積極的に取り組んでいただきたいということ。

それからもう1点、テレワークという言葉が出ましたが、これは職員を対象としたテレワークというのを申し上げられたのかどうか。ちょっと確認を。職員がテレワークということは、イメージとしてはちょっと私は今までなかったものですから。具体的にそこまで考えておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 将来的な課題として、県でどのようにされているのかというのを参考にしながら、検討していきたいと思いますが、問題はやはり勤怠管理をどうするのかということ。それと民間であればできたものを評価することで内容が確認できますが、公務員にそれがきちっと当てはまるのかということところが大きな課題であろうと思います。

もう一方は、例えばテレワークを職員がするのではなく、テレワークというシステムを使って市の中でやっておる事務事業をそういったところに外部委託ができないかということの検討もあるんだろうと思います。2つの方向で今検討しておりますが、将来的に課題として受けとめておりまして、すぐに取り組める内容というところまではいっておりません。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

5番 山根温子さん。

○山根議員 議案の第70と71についてですけれども、人事院勧告がおりてくると、一年に一回こういう改正が出てきますけれども、それについて特別職の職員3役と議員についても準じて議案が出てまいります。これについては、いつごろから、毎回出されてきているのか。人事院勧告と準ずるのを、いつもいつも準じて来られているのか。その理由というか、解釈の仕方についてどういう解釈でこうやって出されてきているのか、お尋ねいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 平成16年の合併以降では、一般職に準じて3役、特別職そして市議会議員の皆さんのこれは期末手当のほうで調整をして引き上げてきたというのは、その職員と同様にやってきております。議員御指摘のように、

人事院勧告そのものが、特別職に当てはめて勧告をされておるわけでは  
ありません。あくまでもこれは国家公務員の一般職において、こういう  
勧告ですよ。これに準じて広島県、広島市あたりでも勧告はされる。  
その内容を踏まえて本市も一般職において、それを適用していくという  
ことです。

ですから、あくまでもこれは議員の皆さんも含めて特別職も、これは  
準じて対応していく、適用していくということでもありますから、法制的  
に縛りがあるわけではありません。基本的にはこの間一緒に、一緒に改  
定でやってきておりますが、これはあくまでも手当のほうであって、特  
別職の給料も議員の皆さんの報酬もその部分の基礎的な部分については、  
改定をしてきておりませんので。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案3件は委員会への付託を省略いたしたいと思いま  
す。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、これより本3件を個別に討論、採決を行います。  
まず、議案第69号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田  
市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の  
件に対する討論の発言を許します。  
討論がありますので、まず反対の討論の発言を許します。  
(反対討論なし)

○先川議長 反対の討論なしと認めます。  
次に、本案に対する賛成の討論の発言を許します。  
3番 玉重輝吉君。

○玉重議員 3番、玉重輝吉です。

私は、先ほど質疑もいたしました。今後当市へ9割以上占める50人  
未満の民間データも独自で調査していただき、それを我々議会にも報告  
いただき、全職員に認識し、それを展開することを望み、そうした中、  
しっかりと皆さんが税金でもらっておる給与の重みを感じていただきな  
がら、今市長が掲げておられる人口減少の歯どめをかける中では、今で  
は地域包括ケアシステムの確立、そして教育水準のレベルアップ、企業  
誘致等踏まえて最終的には人口減少に歯どめをかけるという、各役割が  
あると思いますので、それぞれが結果を出すということをしっかりお約束  
していただくことを強く要望して、賛成討論といたします。

- 先川議長 ほか賛成討論ありませんか。  
(賛成討論なし)
- 先川議長 賛成討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第69号「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第70号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。  
討論はありませんか。  
(討論あり)
- 先川議長 討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。  
5番 山根温子さん。
- 山根議員 議案第70号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」に反対討論をいたします。  
現在、安芸高田市の財政は大変厳しい状況でございます。その中で市政運営にかかる責任は、一般職員とは違ってこの3役、市長、副市長、教育長の持つ責任は本当に大きいものでございます。  
その中で市民とともに、市民のために、市民と同じように負担をしっかりと受けとめながら、人事院勧告を漫然と受けるのではなく、市政運営に身を律して進んでいかれることが大切だと思います。  
ゆえに、この第70号に対しては反対討論をいたします。
- 先川議長 次に、本案に対する賛成の討論の発言を許します。  
3番 玉重輝吉君。
- 玉重議員 3番、玉重です。  
私は先ほど69号でも申し上げたんですが、特別職も踏まえ、しっかり報酬の重みを感じて、市長初め公約されている人口減少歯どめをかける、また教育水準を上げるという上では教育長が頑張ってもらわんとはいけませんし、先ほど申しましたように、地域包括ケアを踏まえ、副市長が必ずやり切ると述べられておりますので、しっかり結果を出していただくことを再度要望し、賛成討論といたします。
- 先川議長 次に、反対討論の発言を許します。  
(反対討論なし)
- 先川議長 反対討論なしと認めます。  
次に賛成討論の発言を許します。  
11番 熊高昌三君。
- 熊高議員 私は議案第70号に賛成の立場で討論いたしますが、厳しい財政状況の

中でどうかといった御意見もあるのは当然だと思いますが、市長を中心に現在の人口減対策、やっとう光が見えてきたかなという状況にありますので、職員の先頭に立って、その実現に粉骨砕身、努力をいただきたいということをお願いをしながら、この議案をしっかりと受けとめていただき、取り組んでいただきたいということをお願いしながら、賛成をさせていただきます。

○先川議長 ほか賛成討論はありませんか。

7番 石飛慶久君。

○石飛議員 私は議案第70号に対しまして賛成の立場で一言申し上げたいと思います。

漫然と人事院勧告に従って給料を、報酬を受け取るという状況ではない。教育長におかれましても、給料の審査、給料体系の報酬審議会などをかけられて、近隣の市町、他市との状況をかながみて、報酬を決定された経緯があると思います。あわせて市長におかれましても、この自治体、きゅうきゅうとしている自治体の中、奮闘努力されている状況、またサポートされる副市長の立場もしっかりかながみてみますと、現在の給料体系は反対すべきものではないと思います。

ただ、新たな改選期におかれまして、例えば公約で出馬された方がトップになった場合には、またその方が議会にかけて話をされるべきではないかというようなことだと思います。

なので、現在もこの議案の提出に際しましては、私は賛成の立場を表明いたします。

○先川議長 ほか賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第70号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず反対の討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 議案第71号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」に対して反対討論をいたします。

先ほども70号でも申し上げましたように、市政運営に係る責任は議員

も同じでございます。本当に重く、これからの市政をどのように動かしていくか。大きな責任を市民の皆様から負託されております。その中で、現在は本当に市民の皆様方にも大きな影響が出ているような補助金カット等行ってまいってきている状況です。

その中であって、今回人事院勧告に準じて議員のほうの報酬も期末手当の引き上げを行われようとしておりますけれども、その影響額は常勤の特別職と合わせても98万円ということでございますが、市民とともに、市民のためにしっかりと痛みを分かち合いながら進めていくということでは、この実際に人事院勧告の対象としてはない議員には改めてこれを市民のために使っていただくことも考えながら動かなければならないのではないかと思います。

そういった考えでこれから市民とともに市政にかかわっていくことが必要ではないかと思い、反対を申し上げます。

○先川議長 次に、本案に対する賛成の討論の発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 議案第71号に賛成の立場で申し上げたいと思います。

議会も昨年改選をされて、約1年がたとうとしておりますけれども、その間、議会改革を含め、各委員会で地域にそれぞれ出向いて18回の地域懇談会というのを開催をしております。さらには、先般議会報告会を各町ごとにやっておりますが、そういった中で市民の皆さんと直接いろんな議論、意見交換をすることができまして、やはり議員活動というのが市民の皆さんの意見を聞くことがいかに大事かということを改めて認識をさせていただきました。

そういった活動をするには、やはりしっかりと報酬の中で、それ以上の活動をするということが私は必要ではないかなということを新たに認識をしております。決して高い報酬だと私は感じてはおりません。むしろ、活動すれば原価がないぐらい議員活動というのはあると思います。そういった報酬をしっかり生かしながら議員活動をするということが今後の我々に課された課題であろうというふうに考えますので、こういった意味で今回の報酬といたしましても、手当でございますけれども、そのアップについては私は真摯に受けとめて、しっかり今後の活動に生かしていくという思いでおりますので、この議案に対しては賛成をさせていただきます。

以上です。

○先川議長 次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

8番 児玉史則君。

○児玉議員 議案第71号に対して、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

昨今の町村議会や市議会のほう、新聞報道見てみますとなり手がいな

いというような問題も報道されております。そういった関係で国会でも町村議会、あるいは市議会に対して年金を復活させてはどうかというような意見もあります。

これから若い人がどんどん議会に出てきていただいて、市政を引っ張って行く、町を引っ張って行くということになりますと、どうしても給与面で生活できる条件整備が必要だろーと思ひます。今回の報酬のアップは、少しですけども、我々議員のほうもしっかりと市政のほうに携わりながら一生懸命努力をしていく。あるいは、若い人にもう少し議会に関心を持っていただくという観点から、賛成の討論といたします。

○先川議長 ほかにも賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。この際、11時40分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時28分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第72号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○先川議長 日程第8、議案第72号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第72号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第291条の3第3項の規定により、広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。平成30年度に予定している広域連合の電算処理システムの機器更新に際し、市町に設置する情報連携用端末機器更新に係る経費を負担金として市町から徴収するため、経費区分に経費割として広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費のうち、規則で定める経費を新設するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 それではよろしくお願いをいたします。
議案第72号につきまして、要点の御説明を申し上げます。

平成30年度に広島県後期高齢者医療広域連合が予定している電算処理システムの機器の更新に際して、各市町に設置する情報連携用端末機器の更新に要する費用は、従来市町村負担金から徴収することになっておりましたが、各市町の要望により、追加で設置する端末機器の経費は、共通して負担する経費になじまないため、新たに経費割100分の100として全額追加設置をする市町の負担とするために、広域連合規約の変更をするものでございます。

説明資料のほう、1ページをお願いいたします。

1の要旨に記載のとおり、本市においては、今回の機器更新で各市町共通に設置されるサーバー1台、窓口端末1台、及びプリンター1台のみを計画しているため、広域連合規約別表第3「1共通経費（均等割、高齢者人口割、人口割）」として、負担金が徴収をされる予定で、追加設置はないため、今回の規約改正で新設する経費割の負担は生じないこととなります。

3の今後の予定でございますが、県内23市町議会での議決を受けた後、平成30年3月中に規約変更の関係市町協議を行い、県知事へ届け出を行う予定でございます。

なお、規約改正につきましては、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以降の関係市町負担金にこの改正規約が適用されるものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第72号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第73号 土地改良事業計画概要について

○先川議長 日程第9、議案第73号「土地改良事業計画概要について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第73号「土地改良事業計画概要について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市甲田町において、平成28年度から団体営圃場整備事業吉田口工区として事業実施しております土地改良事業計画について、計画概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第74号 安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例及び安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第10、議案第74号「安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例及び安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第74号「安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例及び安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例及び安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の上位法であります土地改良法が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 猪掛公詩君。

○猪掛産業振興部長 議案第74号「安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例及び安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」について要点の御説明をいたします。

本案は、本条例の上位法であります土地改良法が、土地改良法の一部を改正する法律、第39号により、本年9月25日に改正され、土地の共有者等の取り扱いが113条の2に新設されたことにより、旧113条の2、工事の完了等の場合の公告等が113条の3となったことから、安芸高田市条例で該当する2条例につきまして、土地改良法との整合を図るものでございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

左が改正後、右側が改正前となっております。

まず、安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正でございます。改正箇所は2ページをお願いいたします。

知事の指定する事業についての分担金の特例、第3条でございます。第3条内、下線部、第113条の2第3項を第113条の3第3項に改正するものでございます。

次に、安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正でございますが、3ページをお願いいたします。

転用農地に係る賦課金、第3条でございます。安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正と同様に、第3条内下線部第113条の2第3項を第113条の3第3項に改正するものでございます。

これにつきましては、上位法であります土地改良法第113条の2に土地の共有者の取り扱いの規定が新たに新設されたことによります条文の整合性を図るものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号「安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例及び安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を

改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第75号 工事請負契約の変更について【根野小学校既存校舎改修工事】

○先川議長 日程第11、議案第75号「工事請負契約の変更について【根野小学校既存校舎改修工事】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第75号「工事請負契約の変更について」提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成29年議案第54号により議決を得た根野小学校既存校舎改修工事の契約の金額、1億7,701万2,000円を1億8,352万5,480円に改めることについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 それでは、議案第75号「工事請負契約の変更について」要点の御説明を申し上げます。

議案書の説明の前に、議案書に合わせてお配りをしております説明資料により、説明をいたします。

説明資料の裏面をお願いいたします。

本案は、根野小学校既存校舎改修工事の請負契約を変更することについて、今般変更内容が確定をいたしましたので、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本改修工事の内容でございますが、契約日は6月27日。工期は6月28日から1月31日まで。契約の相手方は、株式会社砂原組安芸高田営業所。契約の金額は、当初契約金額が1億7,701万2,000円。このたび議決をお願いしたい変更契約金額が、1億8,352万5,480円で、651万3,480円の増加でございます。

次に本工事の改修内容でございますが、校舎については洋式トイレへの改修と普通教室、特別支援教室へのエアコン設置、転落防止の手すりの設置、雨どいの改修、外壁の補修、玄関ドアの取りかえなどのほか、増築棟といたしまして、特別支援教室2教室分を増築をしております。

体育館につきましても、雨どい改修や洋式トイレへの改修、外壁の補修、玄関ドアの取りかえなどを行っているところでございます。

次に、主たる変更内容等の概要でございますが、1点目は外壁のひび割れや欠損箇所の修繕でございます。外壁を高圧洗浄した結果、当初わからなかったひび割れや、欠損箇所が判明をし、校舎棟で172.5メートル、体育館で142.5メートルを追加をしたものでございます。また、損傷が確認されました建具の補強や漏水箇所の修繕、屋根の塗装等を追加をしたものでございます。

2点目は、不要物の撤去及び処分でございます。学校の要望によりまして、テレビ用の架台、スクリーン等の不要備品、並びにウサギ小屋の撤去、処分を行ったものでございます。

3点目は、部材の更新、または交換の追加でございます。こちらの追加も学校の要望を受けてのものでございますが、図書室のカーペットの張りかえ、手洗いカランの取りかえ、及び職員便所の換気扇等の取りかえを追加をしたものでございます。

4点目は、空調設備の追加でございますが、空調設備の効率的運用を行うため、個別管理方式から集中管理方式へ変更をしたものでございます。

5点目といたしまして、照明設備の更新または交換といたしまして、体育館の水銀灯5台の交換と体育館の照明リモコンを追加をしたものでございます。

それでは議案をごらんください。

議案第75号「工事請負契約の変更について」でございます。

先ほど説明をいたしましたように、本年6月定例会におきまして、議決をいただいております根野小学校既存校舎改修工事の請負契約について、契約の金額1億7,701万2,000円を1億8,352万5,480円に変更することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番 山根温子さん。

○山根議員 説明をいただきましたページの中で、主たる変更概要について、4番目、空調設備の追加がございました。個別管理方式から効率的運用のため、集中管理方式へ変更するというところでございますが、現在もインフルエンザがかなりはやっております。使い方によっては、乾燥がきつくて、インフルエンザの蔓延等も考えられるような教室もあると聞いております。実際にそういう教室で先生がここは乾燥し過ぎるんですという声もお聞きしております。

この根野小学校ではないですが、そういった集中的管理によって、部屋の湿度、教室の湿度、温度等の管理がしっかりとされるのか。個別

的であればその部屋の設置ですね、学校内の設置場所によってかなり環境が変わってくると思います。

今後、インフルエンザ本当に年間通して流行するような状況があります。そういったことを考えると、この集中管理方式がよろしいのかどうか。そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 この集中管理方式と申しますのは、職員室内でいわゆる学校内の空調設備を管理ができるという方式の管理方式でございまして、入り切り一つで学校内全部のエアコンが一斉に切れたりついたりといったものではございませんで、各教室それぞれの入り切りを職員室で管理ができるということでございます。

例えば、切り忘れなんかがあった場合には、教室まで行って切らなくても職員室のモニターで確認ができて切れるといったメリットがあると思います。

お尋ねの各教室内での温度管理であったり湿度管理であったりの部分でございしますが、先ほど言いましたように、各教室ごとで温度の管理はできるというふうになっておりますので、そのあたりは各教室の状況、状況、またはインフルエンザまたは風邪等の状況等を加味しながら、適切な温度管理を各教室で行うようにしていきたいとは思いますが、いずれにしても一斉に入れる、一斉に切るといったものではなくて、各教室ごとに管理ができる方式であって、なおかつ制御は職員室で集中してできますよといったものでございますので、御理解をいただければと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 1点お聞きします。両方の小学校に共通することですが、後から出たということですが、工期のほうは全然関係ないのか、その工期がおくれるとかいうのは、考えていらっしゃるのか、その点1点お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 変更契約等によつての工期に支障がないか、影響がないかということですが、既に甲立小学校につきましては工事のほうは、後の議案ではございますが、ほぼ終了しております。根野小学校につきましても、今現在77%程度ということございまして、根野小学校の見込みで言いますと、1月の中旬ぐらいには工事を完成をして、その後検査を受けて1月末の工期内には引き渡しを受けるという予定で、工事のほうも順調に進んでおります。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 先ほど同僚議員からもあった、今の主となる変更概要でございますが、当初こういう予算を組まれてのときに、やはりこうしたところがわからない部分というのもわかります。しかし、今回4番、空調設備の追加、こういうことは全体的に始まる前からある程度わかっていた状況じゃないかなと私は考えるんですね。

5番もそうです。照明設備の更新、この辺も当初よりそういったところを事前の準備委員会等がございまして、PTAの方々、先生、生徒さんのほうの形からすると、そういう予算のところへもこうしたものは盛り込まれているんじゃないかなと私は考えるわけですが、その辺の当初の形と今の現段階で変更が起きたといったところの理由をお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 主たる変更概要、大きく5項目ございますが、中で例えば2番、3番あたりは先ほども説明をさせていただいたように、学校からの要望が工事の施工中に新たにあったというふうなことでございます。4番、5番あたりも、事前にわかっていたのではないかという御指摘でございますが、ある意味、空調設備を整える中で、個別の管理で当初計画をしていたものを集中管理方式にしてほしいというのは、学校からの要望もあったんだらうと思いますし、そのことの検討の結果、そのほうが今後の管理運営をする上で、より効率的だらうという判断の中で、当初の設計は個別管理というふうになっていたものを集中管理に変更したということなんだらうと思います。

それから、体育館の水銀灯5台の交換というのは、事前に水銀灯が切れているというのはわかっていたこと、もしくは要望も受けていたんだらうと思いますが、その当初で見込まれていなかったものを今回合わせて追加工事の中でやらせていただいたということで御理解をいただければと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 今後、こういう合併の関係で次の可愛小学校、郷野小学校も、こうした形は出てくるかと思われますので、やはりある程度事前のそういった検討委員会をもっておられますから、その中でもしっかりと協議をなされて、しっかりとした予算をやっぱりつけていただければと考えます。

後からこうだった、こうだったというのわかります。確かにわかりますが、やはりそういったないがしろな関係で出てくるということは、やはりどうなんかなと。安易な形での変更というのも、これ650万の費用もかかってまいっとります。次の甲立小におきましても、1,000万と、やはりこういう費用も税金の形からの、国からの形でおきてるんじゃない

いかと思いますので、その辺はしっかりと協議をなされて、しっかりとした予算を組んでいただくようお願いをしておきます。

終わります。

○先川議長 答弁を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 議員の御指摘のとおりだろうと思います。31年には可愛・郷野の統合を控えておりますし、高宮地区の統合についても現在動きがあるようでございます。

31年度の可愛・郷野の統合に向けては、ちょっと議案とは直接関係はございませんが、来年度既存校舎の改修工事に向けての設計をすることとしておりますので、設計段階でいわゆる要望をどれだけ取り入れられるかと、当初の設計段階でどこまで要望事項等、または不良箇所等の見込みが盛り込まれるかどうかということだろうと思いますので、学校からの要望のみならず、保護者からの要望等も踏まえながら、当初設計へ十分反映をしていけるように、連携をしていきたいというふうに思います。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号「工事請負契約の変更について【根野小学校既存校舎改修工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第76号 工事請負契約の変更について【甲立小学校既存校舎改修工事】

○先川議長 日程第12、議案第76号「工事請負契約の変更について【甲立小学校既存校舎改修工事】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第76号「工事請負契約の変更について」提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成29年議案第55号により議決を得た甲立小学校既存校舎改修工事の契約の金額、1億5,390万円を1億6,406万7,120円に改めることについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 土井実貴男君。

○土井教育次長 それでは、議案第76号「工事請負契約の変更について」要点の御説明を申し上げます。

本案につきましても、説明資料の裏面のほうから説明をさせていただきますので、ごらんをいただければと思います。

本改修工事の内容でございますが、契約日は6月27日。工期は6月28日から1月31日まででございます。契約の相手方は、株式会社和田組。契約金額は、当初契約金額が1億5,390万円、このたび議決をお願いをしたい変更契約金額が1億6,406万7,120円で、1,016万7,120円の増加でございます。

次に、本工事の改修内容でございますが、特別教室の一部を普通教室に改修するほか、洋式トイレへの改修と普通教室、特別支援教室へのエアコン設置、床の張りかえ、雨どいの改修、外壁の補修、建具の改修などを行っているところでございます。

次に、主たる変更内容等の概要でございますが、1点目は防水工の追加でございます。外壁等を高圧洗浄した結果、防水の劣化が進行していることが確認されたことから、防水工を1,820メートル余り追加をし、さらに合わせて工事の施工中、現場確認の結果、高架水槽置き場の防水が劣化をし、漏水していることが確認されたため、防水工を追加をしたものでございます。

2点目は、左官工及び補修工の追加でございます。こちらも外壁等の高圧洗浄等の清掃等を行った結果、塗膜の劣化が確認をされたことから、塗膜面積を754平米追加をしたものでございます。また、モルタルやコンクリートの欠損部の補修を追加で行っております。

3点目は、建具の追加でございます。増築棟の1階を放課後児童クラブが仮使用することに伴い、ロッカー及び掃除道具等を追加で整備をしたものでございます。

4点目は、不要物の撤去及び処分でございます。こちらは学校の要望により、使用していないブラウン管テレビや架台、またスクリーン等の不要備品を撤去処分を行ったものでございます。

5点目といたしまして、空調設備の追加でございますが、先ほどの可愛小学校の既存校舎改修工事と同様、個別管理方式から集中管理方式へ

変更をしたものでございます。

それでは、議案をごらんをいただきたいと思います。

議案第76号「工事請負契約の変更について」でございます。

先ほど説明をいたしましたように、本年6月定例会におきまして、議決をいただいております甲立小学校既存校舎改修工事の請負契約について、契約の金額1億5,390万円を1億6,406万7,120円に変更することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号「工事請負契約の変更について【甲立小学校既存校舎改修工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第77号 平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第78号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第79号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第80号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第81号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第82号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第83号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第84号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第85号 平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2

号)

○先川議長 日程第13、議案第77号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件から、日程第21、議案第85号「平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第77号から議案第85号までの9議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第77号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,057万1,000円を追加し、予算の総額を221億2,228万4,000円とするものであります。

次に、議案第78号「平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ206万5,000円を追加し、予算の総額を40億6,424万9,000円とするものであります。

次に、議案第79号「平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ915万5,000円を追加し、予算の総額を4億3,696万2,000円とするものであります。

次に、議案第80号「平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,130万6,000円を追加し、予算の総額を44億6,809万8,000円とするものであります。

次に、議案第81号「平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、予算の総額を2億7,421万6,000円とするものであります。

次に、議案第82号「平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ261万4,000円を追加し、予算の総額を4億9,577万4,000円とするものであります。

次に、議案第83号「平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、予算の総額を4億4,480万6,000円とするものであります。

次に、議案第84号「平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補

正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万2,000円を追加し、予算の総額を3億6,001万4,000円とするものであります。

次に、議案第85号「平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入につきまして、営業外収益3万2,000円を増額し、支出につきましては、営業費用を172万1,000円減額し、予備費を175万3,000円増額するものであります。

予算第4条に定めた資本的収支及び支出の資本的支出につきましては、8万5,000円を増額し、予算総額を8億3,771万7,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億2,996万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額778万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1,573万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3億664万3,000円で補填をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。  
以上で、本日の日程は全て終了しました。  
本日は、これにて散会いたします。  
次回は、12月11日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員